

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○厚生省は外国人介護人材が国内で就労・定着できるよう支援(2020/2/20 アセアンポータル)**

日本の厚生労働省は、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう支援する取り組みの一つとして、令和2年度外国人介護人材相談支援事業の公募を開始することを発表した。

日本の厚生労働省では、「外国人介護人材相談支援事業」を実施している。この事業では、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的として、『相談支援の実施等』『制度説明会及び相談・交流会の開催等』『1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問』などを実施している。

今回は、この事業における令和2年度の外国人介護人材相談支援事業への募集が開始されることとなった。現時点で予定している補助基準額は、1億5512.6万円を基準額(上限額)とし、補助率は定額(対象経費の10/10)となる。補助対象となる経費は、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費となる。

**○外国人労働者、特定技能「望む」7割 全国12地方紙調査(2020/2/25 西日本新聞)**

入管難民法改正で新設された在留資格「特定技能」について、政府は技能実習生と留学生からの移行を見込んでいる。西日本新聞など全国12の地方紙が、外国人労働者300人超の声を集めた協働調査データのうち、技能実習生(125人)と留学生(113人)の回答を抜き出して比較した。両者には「特定技能への期待」と「日本人の友人数」で大きな差があることが分かった。

特定技能については、在留資格の切り替えを望んでいるか尋ねた。「望んでいる」と答えたのは、技能実習

生は72%で、留学生は半分以下の32%。分析に協力した東京工業大の佐藤由利子准教授(留学生政策)は「留学生にとっては、他の就労資格に比べて、5年という期限のある特定技能の魅力が低い。技能実習生は日本に残る選択肢が他にない人が多いから」とみる。日本への永住希望者の割合は、留学生が53%で、技能実習生の37%を上回った。

日本人に親しい友人がいるかの問いには、技能実習生の46%が「いない」と回答し、職場と宿舎の往復のみで社会とのつながりが希薄な傾向がうかがえる。留学生の72%は友人がいると回答した。ただ、ほとんどは学校とアルバイト先の知り合いだった。

佐藤准教授は技能実習生と留学生の双方について「日本が好きで来た人たちが来日しているにもかかわらず、言葉が通じず、相談相手が少なく孤立しがちな状況にあることが鮮明に出ている」と指摘した。

特に技能実習生については「日本人との交流機会を増やすことが重要」。留学生についても「学校やアルバイト先で不当に扱われていても、公的な相談窓口が整備されていないという課題がある。外国人労働者が電話やメールでも気軽に相談できるようなホットラインの整備が必要だ」と強調した。

**○介護の特定技能、2試験の合格者は共に計1,900人超に 厚生省、1月の試験結果を公表(2020/3/3 CBnews)**

厚生労働省は2月28日、在留資格「特定技能1号」のうち1月の介護分野の試験結果を公表した。フィリピンなど4カ国の合計で介護技能評価試験の受験者数は592人、介護日本語評価試験の受験者数は529人で合格率はそれぞれ44.6%、46.3%。2019年4月の制度開始以降の合格者数の合計は、厚生省の公表分でそれぞれ1,940人、1,988人となったが、国が当初19年度中の受け入れを想定していた5,000人とは開きがある。

1月の試験結果について国別の内訳は、▽フィリピンの受験者数が介護技能評価試験227人、介護日本語

評価試験が 204 人で合格者数はそれぞれ 146 人と 105 人▽カンボジアの受験者数が介護技能評価試験 35 人、介護日本語評価試験が 29 人で合格者数は 9 人と 11 人▽ネパールの受験者数が介護技能評価試験 218 人、介護日本語評価試験が 195 人で合格者数は 67 人と 74 人▽インドネシアの受験者数が介護技能評価試験 112 人、介護日本語評価試験が 101 人で合格者数は 42 人と 55 人。

合格率（1 月分）は介護技能評価試験ではフィリピンの 64.3%、介護日本語評価試験ではインドネシアの 54.5%が最も高かった。（後略）

**○北海道は外国人介護人材の介護技術・知識と日本語能力向上を支援  
(2020/3/4 アセアンポータル)**

北海道の地域福祉課は、外国人介護人材の介護技術・知識や日本語能力等の向上を促進する研修などを実施するため、この事業を実施する事業者の募集を開始したことを発表した。

この業務は『外国人介護人材受入支援事業委託業務』として実施される。この業務の目的は、「外国人介護人材の介護技術・知識や日本語能力等の向上を促進するため、外国人技能実習生及び 1 号特定技能外国人に対する研修を実施することにより、介護現場における外国人介護人材の円滑な就労・定着を図る」となる。

この委託業務では、受託者は研修を企画・運営するため、『研修カリキュラムの策定』『シラバスの策定（研修の到達目標や内容、講師・教材等の選定等）』『研修の回数、日程、研修会場等の設定・確保』『研修で使用する補助資料、アンケート等の作成』『研修開催案内の作成、発送』『受講申込の受付』『研修当日の運営』『アンケート等の取りまとめ』『研修実施後の実績報告書の作成』『その他研修の実施上必要な事項』を行う必要がある。

実際に開催する研修に関しては、研修対象者は、道内（札幌市、函館市及び旭川市を除く）の介護サービス施設・事業所において介護職員として従事する外国人技能実習生及び 1 号特定技能外国人となる。研修会場は、道内 1 か所以上において、受講者の利便性に配慮した会場を選定する必要がある。研修内容は、講義（座学）だけでなく演習を含むものとし、研修の他に国による介護の日本語学習に関する WEB コンテンツ等

の既存の学習ツールを適切に活用する必要がある。また、受講者の介護技術・知識及び日本語能力の習得レベルに応じたグループ分けによる学習指導の実施や、必要に応じて補助指導員を配置する等の配慮を行う必要がある。

**○介護タイ人材「年 20 人」福井県目標 人手不足で  
受入窓口を立ち上げへ  
(2020/2/25 福井新聞)**

福井県議会は 2 月 21 日、本会議を再開し、最大会派県会自民党と第 2 会派民主・みらいが代表質問した。杉本達治知事は、介護分野の慢性的な人手不足を受け、2021 年度から受け入れるタイの人材について、将来的に年間 20 人程度まで増やしたい考えを明らかにした。2020 年度には受入窓口を立ち上げる計画で、県内の介護事業者が安心して外国人材を活用できる体制を目指す。辻一憲議員（民主・みらい）への答弁。

県によると、県内には 2019 年 9 月時点で、経済連携協定（EPA）に基づいて来日した人や、介護福祉士の専門学校の留学生・卒業生ら、110 人の外国人が介護の現場で働いている。このうち「外国人技能実習制度」を活用した人材獲得を目指す。（中略）

また県は、技能実習制度で日本側の受け入れを調整する「監理団体」も新年度、福祉団体に委託して開設する計画。県が運営に関わることで、来日するタイ人、タイ人に働いてもらう県内事業所双方に安心感を持ってもらう狙い。これに関連して杉本知事は「介護を学びそのまま居着いていただけるよう、パートナーとして働いてもらえる環境が大事」と述べた。

県のまとめでは 2018 年度、県内の介護職員は約 1 万 1 200 人。団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年度には 1 万 2 600 人が必要と試算されており、年間 200 人以上、人員を増やしていく必要がある。

一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1  
VORT 半蔵門ビル 6 階  
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717  
E-mail : [zen-kangokaigo@jiaec.jp](mailto:zen-kangokaigo@jiaec.jp)  
担当：伊藤、小中

©一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会  
無断複製・転載を禁ず